





## サービス等利用計画作成の流れ



相談

福祉事務所から「サービス等利用計画面提出依頼書」を受け取り相談支援事業所にお持ちくだ

契約

保護者様、ご本人の意向をお聞きし、必要なサービス内容を話し合いながら決めていきます。作成した計画案

計画案の作成



pixtaStock.com - 28207266

支給決定

計画案をもとに、福祉事務所がサービスの種類、支給量などを決定します（受給者証が発行さ

計画の作成

支給決定されたサービスの内容に沿って、担当者会議を行い、計画案の修正をして

モニタリング

設定されたモニタリング時期に、サービスの利用状況を確認し、適宜計画の見直

### <開所日>

第二、第四水曜日  
9:00~12:00

第一、第三金曜日  
13:30~16:30

※GW・お盆・正月・その他事業所が  
定めた日を除く

### <対象者>

18歳までのお子様

### <料金>

市町村の定めにより自己負担はありません。  
(別途交通費などかかる場合があります。)

### <対象地域>

岡山市(特別な場合のみ岡山県内で